

中労委、昭50不再76、昭52. 2. 16

命 令 書

再審査申立人 マックスファクター株式会社

再審査被申立人 合成化学産業労働組合連合マックスファクター労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

当委員会の認定した事実は、初審命令の理由第1認定した事実の3の(3)中「組合の上部団体の役員」を「合化労連の役員など」に、同4の(1)中「A男」を「A男」に改める以外は、同命令第1認定した事実中1、2、3の(1)、(2)、(3)及び4と同一であるので、これを引用する。

第2 当委員会の判断

会社は、会社の管理職が組合員に対し、組合から又は合化労連から脱退せよという旨の言動をしたことは会社の不当労働行為であるとした初審判断を争い、そのような言動をしたことはないと主張するが、会社の管理職の組合員に対する言動は初審命令第1の4認定のとおりであって、これらの言動を労働組合法第7条第3号に該当する会社の支配介入行為であるとした初審判断は相当である。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、第27条及び労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命令する。

昭和52年2月16日

中央労働委員会

会 長 平田 富太郎